

平成 21 年 6 月 29 日

国土交通省近畿地方整備局 様

委員会の組織運営の改善についての意見要望

淀川水系流域委員会委員 川崎雅史

次期委員会の組織運営の改善に向けて、河川管理機関への要望を下記に意見として記します。

1. 委員会形式の構造的改善についてー「大きな委員会」から機動性のある「小さな委員会」へー

筆者が 4 年間の任期中に、当委員会ではダム問題をはじめとする主要な課題について委員会としていくつかの意見書を委員会名にて提出してきた。それらをまとめるにあたっては委員会としての統一見解（意見書本文）を得るために、委員会の枠の中で多くの時間を費やしてきた。しかしながら、それらの統一見解については、十分な検討材料や検討の時間がないまま、一部委員の主導のもとに強権的な方式でまとめられたものが多く、結果として異なる部分を個人意見として付されることが少なからずあった。少なくとも筆者の知る限り、国や自治体において、このような統一見解が得にくい内容をまとめ、ある種の意見制約の力がかかる進め方をする委員会は全く経験が無い。本来複数の委員が参加する委員会の意義は、多くの意見を多様な側面から拾い上げ、有効な提案内容を得ることが通例である。

当委員会では、委員間の意見が異なることから統一見解への調整に対して委員会の多くの時間が費やされ、年間の限られた経費や時間制約のある会議運営の中で、ダム問題をはじめとする限られた課題に対して理念や方向性に関する議論を乏しい客観的データの中で行い、その結果、管理者の計画に対して、適切でない、認められないという多くの否定的見解と河川管理者へ検討とデータ追加の要請が数多くなされたのが実情である。そのため、管理者から提示された各計画や課題に関して、専門家が多く集まる委員会として実践的な改善代替案の提示や技術的解決策に示唆を与える意見書にはならなかったことはこの委員会のもつ何よりも大きな課題であると考えられる。全体会議の中で議論の項目が少なくなり、自ずと委員の専門性が有効に発揮しにくいことにも大きく起因していると思われる。委員会の目的が、世論や政治的誘導でないならば、幅広い多くの課題に対して、現実性のある技術的、政策的提案を深く議論することが、治水や環境に不安を持つ国民への使命であり、河川管理者からの本来的な諮問要請であると考ええる。

以上の問題は、委員会の運営のあり方や委員選定のあり方の表層的な問題というよりも、委員会組織のもつ構造的な課題であると考ええる。

すなわち、限られた共通の課題や運営に対して、二十余名の委員が一同で費やす時間が多すぎるため、委員のもつ専門性が先鋭的かつ実践的に有用な計画、事業課題への解決案に対して生かされず、かつ暫時起こる課題に対して機動性の乏しい「統一見解を求める大きな全体委員会」の構造的欠

陥を有しているのである。この形式をこのまま維持することはコストと時間制約の中で機能性、効率性が極めて乏しいものになる。したがって、これを改善するためには、治水、環境、利水、利用などの課題の専門分野ごとに、少人数による同時、複数の専門検討会の形式「小さな委員会」を主要委員会とし、多くの課題に対してより専門的な深い実践的、かつ機動性のある委員会形式に大きく構造改善することが必要であると考え、ここに提案する次第である。フットワークの軽い少数のアドバイザー検討会が並列して走れば、機動性、専門性も先鋭化される。課題の必要に応じて適宜開催すれば良いため、一部報道にて批判された予算や時間制約、会場確保などの運営や委員への負担も省力化されるものと考えられる。

2. 多様な住民意見が反映される委員会の改善について一国と自治体の役割分担の明確化

整備計画を評価、改善するにあたり、住民意見の反映は必要不可欠なものである。しかしながら、これまで当委員会では、住民意見は管理者のアンケート調査のデータをもとに個々の委員が判読するのみであった。過去にも幅広い住民意見の表出と計画への反映の仕組みができていないことは問題であると指摘されながら（サイレントマジョリティーの問題として）、実現性のある改善ができない難しい課題として委員会の中でも放置されてきたと思われる。

この問題も、筆者は委員会の形式と検討主体の範囲に起因するものと考えている。委員会に住民連携の委員が数名所属する構成とはなっているが、このような規模では広域圏の流域問題を扱うには本来的に困難な構成である。住民意見は、本来その地域に根ざした地方自治の中において、地域に精通した幅広い活動に参加している多くの委員によって、地域固有の提案がなされる会議がより自然であり、内容も具体性や機能性に富むものとなる。

したがって、地方自治体において多くの住民が参加する会議を形成することを国の側からも協力要請し、地域に有効な意見徴集や提案を吸収する会議の仕組みを生み出し、必要な情報を自治体と国で情報連携する方が有効であると考え。すべての責任を国で受けもつという発想から、地方への責務分担を明確にすることも、厳しく限られた制約条件の中では必要であろう。このような自治体の会議における住民委員は、文化活動、環境活動、経済活動、地域ボランティア活動、河川やダム周辺の地域住民、学生、関連市職員など多くの委員に構成され、地域固有の課題を指摘でき、改善提案できる多様な構成が必要である。例えば、まだ始まったばかりではあるが、鴨川条例の制定とともに発足した「鴨川府民会議」（京都府）は、二十数名の幅広い市民の委員で構成されている。地域に固有な活発な議論がなされており、専門家によって構成される整備計画委員会や関連市との情報交換にもスムーズになるよう委員会構成が配慮されている。

このように住民意見の反映は、国から自治体へ重点をシフトすることも視野に入れて、次期委員会のあり方に反映して頂きたいと要望する次第である。

以上、ここに記載した二つの改善案以外にも、委員会にはまだ多くの問題を抱えているものと考え。国の責務は、国民に対して治水、利水、環境に対する確固とした技術を政策展開することで

あり、昨今の国や地方の変化と厳しい財政常用の中で、課題を持ったままの形で委員会を安易に継続することは国民に対して説明責任のない不誠実な態度となる。民間組織においては、厳格なコスト制約の中で見直しの無い事業の継続は許されないものであり、多額な税金によって運営される委員会であれば尚更、改善、改革が必然である。そのためには、これまでの委員会の形式・運営・成果等の問題点をしっかり時間をかけて精査し、自治体との連携分担も視野に入れた骨格を見据えた改善案を慎重に検討した上で、機能性、専門性、機動性の高い新たな流域委員会を開催されることを切に要望するものである。

以上.